

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業J-ド	事業名
一般	03	02	05	0401	家庭児童相談事業

事業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定 [平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	---

《事業目的》

児童の養育に関する相談

《事業開始の背景》

昭和41年7月1日花巻市に家庭児童相談室を設置
児童福祉法で平成17年4月から全ての市町村が家庭児童相談を行うこととされ、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談及び指導を行っている。

《事業概要》

○家庭児童相談室での相談業務
家庭相談員2名の配置による相談業務
家庭における児童の適正な養育とその福祉の向上のための相談や訪問調査、指導援助を実施

市民参画の有無 [対象外]

《事業展開の留意事項》

《成果指標》

項目	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 家庭相談員の関わりが終了した世帯の割合	%	目標	75.0	75.0	
		実績	92.8	89.7	
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			

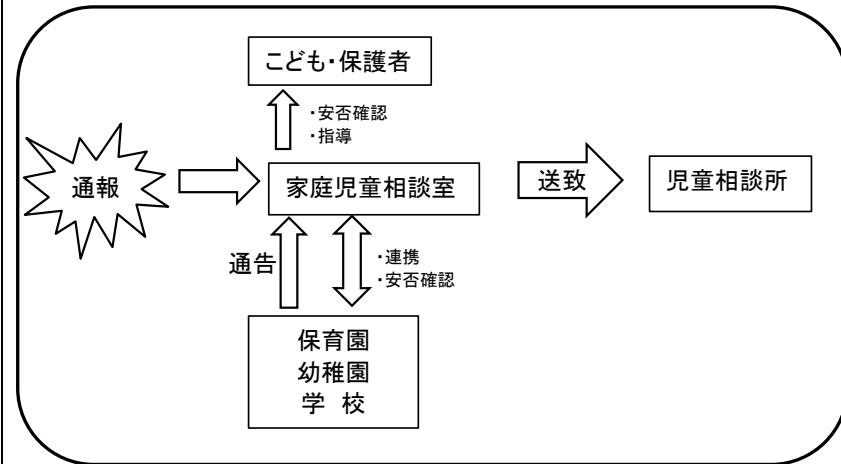
分野	担当部(機関)	担当課(機関)	担当係長	(内線)
人づくり	健康福祉部	地域福祉課	黒沼寿夫	507

	25年度	当初(現計)	補正	25年度	26年度
事業費	4,077				
財源内訳	国県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	4,077			

《事業手法の詳細》

◎家庭児童相談事業 4,077千円

- ・こども課内に家庭児童相談室を設置し、家庭相談員（非常勤職員）2名を配置し、相談や一時保護送致にあたる。
- ・相談業務を処理するため、学校、幼稚園、保育園、保健センター、児童相談所等の関係機関と連携して対処する。



家庭児童相談事業（総括表）

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業J-ド	事業名
一般	03	02	05	0401	家庭児童相談事業

総合計画	政策 4	地域で支える子育てと教育のまちづくり	施策 4-1	安心して育てることができる子育て支援の充実
目的	児童の養育に関する相談			
対象	18歳未満の児童とその保護者			
意図	家庭における適切な養育が確保される。			

《事業概要》

○家庭児童相談室での相談業務
家庭相談員2名の配置による相談業務
家庭における児童の適正な養育とその福祉の向上のための相談や訪問調査、指導援助を実施

市民参画の有無 [対象外]

市民協働の形態	<input type="checkbox"/> 共催	<input type="checkbox"/> 実行委員会・協議会	<input type="checkbox"/> 事業協力・協定
	<input type="checkbox"/> 後援・協賛	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 委託

活動指標 (上記「事業概要」に対応)	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 相談受理児童数	人	計画	100	100	
		実績	168	204	
②		計画			
		実績			
③		計画			
		実績			
成果指標 (上記「意図」に対応)	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 家庭相談員の関わりが終了した世帯の割合	%	目標	75.0	75.0	
		実績	92.8	89.7	
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			

要因分析	達成度	<input checked="" type="checkbox"/> 目標値より高い	<input type="checkbox"/> 概ね目標値どおり	<input type="checkbox"/> 目標値より低い
相談や通告を受けた児童数は増加したが、学校や保育園等関係機関と連携して指導や見守りをした結果、家庭相談員の関わりが終了した児童が多くなっている。				

《環境変化、意見・要望》

児童虐待防止法により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は通告する義務があるため、虐待の疑いの通告が増えている。

目的妥当性	公共関与の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	児童虐待防止法により、市に児童虐待の通告があったときは、市が当該児童の安全の確認をしなければならないこととされ、場合により児童の一時保護送致など専門性・緊急性が要求されるため市の関与が必要である。
有効性	成果の向上余地 <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある <input type="checkbox"/> 向上余地がない	関係機関との連携を図り、複雑多岐な相談に迅速かつ適切に対応する。
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> どちらも削減余地がない	相談の内容が複雑化し、専門的知識と経験がある家庭相談員の対応が不可欠のため、削減は難しい。
公平性	受益と負担の適正化余地 <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適正である	すべての児童を対象にし、偏りや不公平はない。また、児童の権利利益の擁護を目的としているため、費用負担を求めることは適切ではない。

《総合評価》

相談は、家庭事情等が複雑に絡むケースもあり、幼稚園、保育園、学校、警察等の関係機関との連携により総合的な相談体制の充実が必要である。